

議案第36号

葛飾区船着場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

東立石緑地公園船着場及び北沼公園船着場を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区船着場条例の一部を改正する条例

葛飾区船着場条例（平成12年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第11条第1項中「区、都」を「葛飾区、東京都」に改める。

別表第1に次のように加える。

〃 東立石緑地公園船着場	〃 東立石四丁目4番地先
〃 北沼公園船着場	〃 奥戸八丁目17番地先

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。